

第
1972
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 1月22日 火曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 償却資産

Q : 当社ではこれまで、機械や備品などを所有していませんでしたが、昨年の10月に機械を購入しました。聞くところによると、機械にも固定資産税がかかるそうですが、本当でしょうか。

A : 機械は償却資産として固定資産税の対象になります。

【解説】

土地や家屋を所有していると固定資産税が課税されます。会社や個人で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けている場合に、その事業のために用いる構築物・機械・器具備品等の固定資産を「償却資産」といい、この償却資産にも土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、無形固定資産（鉱業権や営業権等）や、自動車・原動機付自転車のように自動車税等の課税対象となるもの、耐用年数1年未満の償却資産又は取得価額10万円未満の償却資産で損金算入したもの、20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したものは、償却資産の対象から除かれます。

償却資産にかかる固定資産税の税額は、一定の方法により計算した課税標準額の1.4%とされていますが、課税標準額が150万円（免税点）未満である場合は、固定資産税は課税されません。

また、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産の状況を、その年1月31日までに市町村長に申告しなければならないこととされています。

